

令和5年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年2月22日（木） 午前8時57分から午前10時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	欠	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	欠	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	欠	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主任主事 前田 裕孝
 担い手育成係 主任主事 桃木 洋佑

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
 次長兼農地係長 税所 篤行
 主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
 主 幹 前迫 篤弘
 主 査 池畑 信幸
 主任主事 角野 勝行
 主 査 延時 立子 (串良総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・令和5年度農地利用状況調査結果について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 西ノ原 敏男 委員 ・ 田村 利秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第11回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年2月22日(木) 開会 午前8時57分 閉会 午前10時10分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第11回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、田中委員、藏ヶ崎委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、徳田委員、高田委員、中牧委員、細川委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号8番の西ノ原委員と10番の田村委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第74号につきましては、1頁から84頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年2月26日です。合計面積は、40万2千669㎡、うち更新分14万4千260㎡、内訳として、田が9万8千68㎡、畑が30万4千601㎡です。利用権を設定する者が136人、設定を受ける者が65人です。始期は、いずれも令和6年3月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、10年、15年です。

次の3頁から45頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。次の2番は、設定期間が2年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、次の3番から12頁の18番までは、設定期間が3年です。3番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、4番、5番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、6番、7番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、8番、9番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、10番、11番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、12番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、13番は、賃借権で新規設定。14番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、15番は、使用貸借権で再設定。16番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、17番、18番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、次の19番から34頁の61番までは、設定期間が5年です。19番は、賃借権で新規設定。20番は、使用貸借権で新規設定。

次に、14頁、21番は、使用貸借権で新規設定。22番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、23番は、使用貸借権で新規設定。24番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、33番、34番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、35番、36番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、43番、44番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、45番、46番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、47番、48番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、49番、50番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、51番、52番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、53番、54番は、賃借権で再設定。

次に、31頁、55番、56番は、賃借権で再設定。

次に、32頁、57番、58番は、賃借権で再設定。

次に、33頁、59番は、賃借権で再設定。次の60番は、農業委員会取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、34頁、次の61番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。次の62番から47頁の87番までは、設定期間が6年です。62番は、賃借権で新規設定。

次に、35頁、63番、64番は、賃借権で新規設定。

次に、36頁、66番、67番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、67 番、68 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、71 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、72 番、73 番は、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、74 番、75 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、76 番、77 番は、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、78 番、79 番は、賃借権で新規設定。

次に、44 頁、80 番は、賃借権で新規設定。次の 81 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、45 頁、82 番、83 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、84 番は、使用賃借権で再設定。85 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、次の 88 番から 65 頁の 122 番までは、設定期間 10 年です。88 番、89 番は賃借権で新規設定。

次に、49 頁、90 番、91 番は使用賃借権で新規設定。

次に、50 頁、92 番は、使用賃借権で新規設定。93 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、94 番は、使用賃借権で新規設定。95 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、96 番は、賃借権で新規設定。97 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、53 頁、98 番は、賃借権で新規設定。99 番は、賃借権で再設定。

次に、54 頁、100 番、101 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、102 番、103 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、104 番、105 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、106 番、107 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、108 番、109 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、59 頁、110 番は、賃借権で新規設定。111 番は、賃借権で再設定。

次に、60 頁、112 番は、使用賃借権で再設定。113 番は、賃借権で再設定。

次に、61 頁、114 番は、使用賃借権で再設定。115 番は、賃借権で再設定。

次に、62 頁、116 番、117 番は、賃借権で再設定。

次に、63 頁、118 番、119 番は、賃借権で再設定。

次に、64 頁、120 番は、使用賃借権で再設定。121 番は、賃借権で再設定。

次に、65 頁、122 番は、賃借権で再設定。次の 123 番から 67 頁の 125 番までは、設定期間が 15 年です。123 番は、賃借権で再設定。

次に、66 頁、124 番は、賃借権で再設定。125 番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 67 頁までの 125 件の利用権設定ですが、33 頁の 5 年もの 60 番と 34 頁の 61 番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますが、中牧委員が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　33 頁の 60 番及び 34 頁の 61 番は、借人、中牧委員が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　中牧委員に係る 5 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、44 頁の 6 年もの 81 番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　44 頁の 81 番は、借人、入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　入佐委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 122 件です。ご異議ありませんか。

郷 原 　　一つよろしいですか。25 頁の 44 番の借賃については、記載されているとおり一筆 5,000 円で間違いないか。

上之脇 　　間違いございません。

郷 原 　　今後は分かりやすく、全 2 筆で 10,000 円と記載したらどうか。

上之脇 　　ご指摘ありがとうございます。そのように記載したいと思います。

議 長 　　ただいま質疑がありましたが、残りの 122 件についてほかにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、68 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、68 頁から 73 頁です。まず、68 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 2 月 26 日、合計面積は、1 万 1 千 935 m²です。内訳としまして、田が 2 千 966 m²、畑が 8 千 969 m²です。所有権を移転する者が 8 人、所有権の移転を受ける者が 8 人です。次に 69 頁、次の 1 番は、あっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。なお、73 頁に「農地移動適正化あっせん事業活動報告」にまとめております。また、次の 2 番から 72 頁の 8 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、69 頁の 1 番は、あっせん事業活動報告書が 73 頁にありますので、あっせん委員の寺下委員に報告をお願いします。

寺 下 議席番号 3 番の寺下です。1 番について報告いたします。

2 月 2 日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員 2 名と事務局職員が同席し、市役所本庁 202 会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は市内の認定農家で、経営形態は肉用牛の肥育と生産を主としておられます。協議の結果、総額 30 万 600 円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 1 件と、所有権移転協議が成立したもの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、74 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、74 頁から 84 頁です。まず 74 頁で説明します。公告年月日は、令和 6 年 2 月 26 日です。合計面積は 5 万 7 千 349.91 m²で、うち、田が 1 万 9 千 170 m²、畑が 3 万 8 千 179.91 m²です。利用権を設定する者が 17 人、利用権の設定を受ける者が 11 人です。始期は全て、令和 6 年 2 月 28 日で、期間は 3 年、5 年、8 年 11 か月、10 年です。

75 頁をご覧ください。次の 1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。次の 2 番から 76 頁の 4 番までは、設定期間が 5 年です。2 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、76 頁、3 番、4 番は、賃借権で新規設定。

次に、77 頁、次の 5 番は、設定期間が 8 年 11 か月です。5 番は、使用貸借権で新規設定。次の 6 番から 84 頁の 19 番までは、設定期間が 10 年です。6 番は、賃借権で新規設定。

次に、78 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に、79 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、80 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、81 頁、13 番、14 番は、賃借権で新規設定。

次に、82 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に、83 頁は、17 番、18 番は、賃借権で新規設定。

次に、84 頁、19 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議長 ただいま説明がありました、75 頁から 84 頁までの中間管理権設定 19 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、85 頁、議案第 75 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 75 号につきましては、85 頁から 90 頁です。今回は、所有権移転が 21 件です。初めに、85 頁です。1 番は、田が 6 筆、畑が 5 筆で 1 万 2 千 81 m²の贈与です。2 番は、田が 2 筆で 3 千 881 m²の売買です。次に、86 頁です。3 番は、畑が 2 筆で 41 m²の売買です。4 番は、田が 1 筆で 996 m²の売買です。5 番は、畑が 2 筆で 2 千 595 m²の売買です。なお、事業計画変更の 1 番と関連です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 148 m²の売買です。次に、87 頁です。7 番は、田が 3 筆で 995 m²の売買です。8 番は、田が 1 筆、畑が 2 筆で 3 千 238 m²の贈与です。9 番は、畑が 1 筆で 715 m²の贈与です。10 番は、田が 1 筆で 858 m²の売買です。11 番は、田が 1 筆で 1 千 18 m²の売買です。次に、88 頁です。12 番は、畑が 1 筆で 1 千 893 m²の売買です。13 番は、畑が 1 筆で 1 千 142 m²の贈与です。14 番は、畑が 2 筆で 4 千 956 m²の売買です。15 番は、田が 17 筆で 6 千 679 m²の売買です。次に、89 頁です。16 番は、畑が 1 筆で 927 m²の売買です。17 番は、畑が 2 筆で 776 m²の売買です。次に、90 頁です。18 番は、畑が 2 筆で 2 千 103 m²の売買です。次の 19 番から 21 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、90 頁の 19 番から 21 番までを村山委員に報告をお願いします。

村山 議席番号 17 番の村山です。去る 2 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、90 頁の 19 番です。申請者は市内の方で、知人から田 2 筆の贈与を受け、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、20 番です。申請者は市外の方で、親戚から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業

に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

次に、21 番です。申請者は市外の農地所有適格化法人で、畑 3 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等はリースにより調達し、取得する農地では、飼料を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました 21 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、91 頁、議案第 76 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 76 号につきましては 91 頁の 1 件です。

1 番については、当初計画では建売住宅 5 棟を整備する計画でしたが、盛土を行うと高低差が大きくなり排水路設置の工事費が増加することと、周囲住民の同意を得ることが難しく、事業を断念したことから、事業継承者が農地法第 3 条により取得し畑として活用を図るものです。なお、3 条申請の 5 番と関連です。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、92 頁、議案第 77 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 77 号につきましては 92 頁です。今回は 1 件です。

1 番は、堆肥倉庫を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地利用計画指定用途です。なお、令和 5 年度第 8 回総会で審議済みです。以上です。

議長 　ただいま、説明がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 93 頁、議案第 78 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 78 号につきましては 93 頁から 95 頁です。93 頁をご覧ください。

1 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2番は、駐車場を整備するもので、農地区分は1の7です。なお、令和5年度第9回総会審議済みです。

次の3番から95頁の9番までは、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。94頁の8番が農業委員会の取り決め制限にあたるので、川崎委員に退席をいただき審議します。

(川崎委員：退席)

94頁の8番は調査がなされていますので、有馬委員に報告をお願いします。

有馬 推進委員の有馬です。去る2月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

94頁の8番ですが、申請地は祓川郵便局の東に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で建設及び運輸業を営む法人で、申請地と隣接する山林を合わせてシラス採取地として開発し、通路、トラック回転場及び重機置場を整備する計画です。第1種農地の転用面積1,985㎡は開発事業面積8,485㎡の3分の1を超えないことから第1種農地の許可要件である「隣接地一体事業」に該当すると判断しました。

以上、8番については、排水対策も十分を行う計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、説明、報告がありました川崎委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(川崎委員：着席)

川崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、93頁の3番から94頁の5番までを畠井委員に、94頁の6番と7番を松元委員に、95頁の9番を有馬委員に報告をお願いします。

畠井 議席番号7番の畠井です。去る2月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、93頁の3番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に4番ですが、申請地は下名小学校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む方で、申請地に建売住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に94頁の5番ですが、申請地は鹿屋上野郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、3番から5番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松元 推進委員の松元です。去る2月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、94頁の6番ですが、申請地は鹿屋上野郵便局の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の宗教法人で、申請地に隣接する集会場のための駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に一部を駐車場として使用していることから始末書が提出されています。

次に、7番ですが、申請地は花岡簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番及び7番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

有馬 推進委員の有馬です。95頁の9番ですが、申請地は高尾校区公民館の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を営む方で、資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、9番については、排水対策も十分を行う計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れ

がないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、先ほどの1件も加え、申請どおり9件について許可意見を付して県へ進達します。

次に、96頁、議案第79号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第79号につきましては、96頁から98頁です。96頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は2件で、畑が2筆です。対象面積は、畑が544㎡です。次の97頁及び98頁は付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、96頁の1番と2番を西ノ原委員に報告をお願いします。

西ノ原 　議席番号8番の西ノ原です。去る2月13日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。96頁をご覧ください。

まず、1番ですが農振除外の申し出です。周辺図等は97頁です。申請人は、市外の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は、鹿屋東中学校の南に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、笠之原土地改良区の受益地区でもあることから第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、2番ですが農振除外の申し出です。周辺図等は98頁です。申請人は、市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は、市立図書館の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1番及び2番は排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、99頁、議案第80号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 80 号につきましては、99 頁から 100 頁です。今回は 5 件です。99 頁の 1 番から 100 頁の 5 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、99 頁の 1 番と 2 番を福元里美委員に、99 頁の 3 番から 100 頁の 5 番までを入佐委員に報告をお願いします。

福 元 推進委員の福元です。去る 2 月 13 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

99 頁の 1 番です。申請地は、鹿屋体育大学の北東に位置し、昭和 60 年頃から宅地として利用されていたとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番です。申請地は、有武簡易郵便局の南に位置し、平成 10 年頃から山林化しているとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。去る 2 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

99 頁の 3 番です。申請地は、下名東ふれあいセンターの東に位置し、昭和の時代から山林化しているとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番です。申請地は、伊集院自治公民館の北東に位置し、昭和 57 年頃から宅地として利用されていたとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 100 頁の 5 番です。申請地は、高隈中学校の北に位置し、平成 11 年頃から山林化しているとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、101 頁、議案第 81 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 81 号につきましては、101 頁から 103 頁です。今回新たに、譲渡希望が 101 頁の 1 番から 102 頁の 10 番までの 10 件ですのでお目通し願います。なお、101 頁の 4 番、102 頁の 8 番 10 番までは、賃貸借でも可としております。また、101 頁の 6 番は無償です。

次に、賃貸借希望が 103 頁の 1 番から 10 番までの 10 件ですのでお目通し願います。なお、6 番は無償も可、8 番は水利費のみとしております。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

101 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を有村委員と立元委員に、2 番を堀之内委員と矢野委員に、3 番の天神町を中塩屋委員と垣内委員に、野里町を本田委員と福元里美委員に、4 番を私、木場と川崎委員に、5 番を福元副会長と入佐委員に 6 番の上から 3 筆を倉田委員と高田委員に、あとの 2 筆を泊委員と松元委員に、102 頁の 7 番を畠井委員と西元委員に、8 番と 9 番を堀之内委員と矢野委員に、10 番を郷原委員と細川委員にお願いします。

103 頁、賃貸借希望の 1 番を本田委員と福元里美委員に、2 番を中塩屋委員と垣内委員に、3 番を福元副会長と入佐委員に、4 番を郷原委員と細川委員に、5 番を中塩屋委員と垣内委員に、6 番を福元副会長と入佐委員に、7 番を倉田委員と高田委員に、8 番を畠井委員と西元委員に、9 番を堀之内委員と矢野委員に、10 番を田中委員と中尾委員にお願いします。

次に、104 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 104 頁をご覧ください。合意解約につきましては、104 頁から 123 頁です。今回は 38 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、104 頁から 123 頁まで 38 件の合意解約です。報告しておきます。次に、令和 5 年度農地利用状況調査結果について、事務局の説明をお願いします。

上之脇 それでは、令和 5 年度の利用状況調査の結果についてご報告いたします。令和 5 年度の利用状況調査は、令和 5 年 7 月 21 日から 9 月 22 日までの 2 か月間で委員皆様のご協力のもと調査を実施いたしました。暑い時期での調査で、委員の皆様には大変なご負担をおかけしたと思います。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、調査結果について説明いたします。資料の令和 5 年度利用状況調査の結果を

ご覧ください。1の荒廃農地の面積及び筆数についてご説明いたします。

まず、(1)のA分類についてですが、令和5年度は緑区分の新規発生が594筆、79ha発生しました。しかしながら、前年度と比較すると、930筆、87haの減少となりました。これは、遊休農地の解消が実施され減少したのではなく、より荒廃したB分類に位置付けられた農地へ移行したことが原因であると考えられます。

次に、(2)のB分類について説明いたします。令和5年度は前年度と比較すると、新規発生は、288筆28haの増、荒廃状態が継続している農地については、2,522筆202haの増、総体で2,823筆230haの増となっております。これについては、これまでA分類であった農地がB分類へ移行してきたこと、現在、農業委員会で使用している農業委員会サポートシステムへシステム移行に伴うデータ整理を行った結果、B分類に該当する農地が大幅に増加したことが原因として考えられます。

次に、(3)のA分類B分類の合計ですが、前年度と比較して、1,893筆143haの増となりました。システム移行に伴うデータ整理の結果を加味しても増加傾向にあるため、今後、遊休農地の解消、守るべき農地と非農地判断していくべき農地について、速やかに判断し荒廃農地の減少に努めなければならないと考えております。

次に、2頁をお開きください。2の利用意向調査の結果について報告いたします。令和5年度の調査期間は、令和6年1月24日から2月2日の期間で実施いたしました。令和5年度の対象農地は467筆あり、調査結果については網掛けの部分となっております。回答率は、2月16日現在47%で内、中間管理権を利用した賃貸借希望が25%を占めており、今後については、農政課及び地域振興公社と連携して中間管理権の設定ができる農地については、マッチング作業を実施していく予定でございます。

次に、3の利用状況調査においてB分類と判定された農地の非農地判断について説明いたします。(1)の非農地の判断基準についてですが、3頁をお開きください。まず、1の主旨についてですが、農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合の農地については、農地台帳の正確な記録の確保が図られず、農業委員会の事務的的確な執行に支障を及ぼす恐れがあります。このため、農業委員会は農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な農地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない農地については、以下の条件下で非農地判断するものとします。①は、農地に復元することが著しく困難であること。②は、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること。③は、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果によること。④は、農振農用地でないこと。⑤は、地籍調査が完了していること。⑥は、非農地判断ができるB分類に該当する農地が

多い地域については、優先して非農地判断を実施すること。⑦は、現地調査が必要な場合は農業委員会事務局で実施することといたします。

非農地判断を行う農地については3月総会で議案としてお示しする予定でございますので、その際に確認方よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 以上で、第11回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

それでは、私から事務局職員の人事異動について、内示があった場合は、会長専決としてよいか、委員の皆様にお諮りいたします。

「異議なし」

「異議なし」ですので、職員の人事異動について、あった場合は、会長専決とします。事務局から何かありませんか。

上之脇 それでは、地域計画の策定に向けた「話し合い活動」について、3月の日程を説明します。

まず、3月1日、金曜日、午後2時から、南町集落センターで大始良地区の星塚、飯隈、萩塚、池園、南を対象に行います。担当委員は、榎原委員、森園委員です。

次に、3月6日、水曜日、午後2時から、南町集落センターで獅子目を対象に行います。担当委員は、榎原委員、森園委員です。次に、3月7日、木曜日、午後2時から、高須地区学習センターで高須、浜田、永小原を対象に行います。担当委員は、本田委員、福元委員です。

次に、3月13日、水曜日、午後2時から、野里町食品加工センターで野里を対象に行います。担当委員は、本田委員、福元委員です。

次に、3月14日、木曜日、午後2時から、高隈交流促進センター生涯学習室で高隈中央、柚木原、谷田、仮屋、大堀、黒坂を対象に行います。担当委員は、園田委員、徳田委員です。

これまで、延べ31回の話し合い活動を開催し、委員の皆様のご協力もあり300名を超える出席を頂いております。今後とも、参加の声掛けなどの協力につきましてよろしくお願いいたします。以上です。

西之原 一つよろしいですか。先日、話し合い活動に参加しましたが、地域の核となる農家が今後さらに農地の集積を図っていくため、また、自分の管理する農地を一目で把握することで仕事の効率を高めるため、大判の地図があれば大変効率的であるとの意見があります。このことから、必要とする農家への地図の配布について検討できないか。

局長 委員のご指摘のとおり、効率的に農地の集積を図っていくためには、地図が必要である

ことは認識でき、お気持ちに応えたい委員の気持ちも分かります。しかしながら、個人情報の制限等もあるため、一旦検討させていただきます。

西之原 了承しました。前向きに検討をお願いしたい。

次 長 よろしいですか。それでは、運営委員会についてです。運営委員の皆様は、この後、この会場で運営委員会を開催したいと思いますので、出席をお願いいたします。運営委員は、木場会長、福元副会長、寺下委員、中塩屋委員、上野委員、新原委員、泊委員、村山委員、大園委員、堀之内委員の10名でございます。以上です。

局 長 それでは、3月の調査委員を申し上げます。

3月12日、火曜日、4条・5条の調査が、有村委員、川崎委員でございます。

3月12日、火曜日、農振調査が、榎原委員、鶴田委員でございます。

3月13日、水曜日、4条・5条の調査が、藏ヶ崎委員、永山委員でございます。

3月13日、水曜日、3条調査が、郷原委員、細川委員でございます。

3月の総会は、3月22日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和5年度第11回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)